

## 9 補装具・日常生活用具等

### 1. 補装具費の支給制度

窓口 障害福祉課

【対象】ア 身体障害者手帳を持っている人

イ 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）（「障害者福祉の手引き（資料）」参照）

【種類】義肢（義手・義足）、装具（下肢・靴型・体幹・上肢）、座位保持装置、車いす、電動車いす、視覚障害者安全杖、義眼、眼鏡（矯正用・遮光用等）、補聴器、歩行器、歩行補助杖、重度障害者用意思伝達装置、人工内耳修理（音声信号処理装置）など

【手続】身体障害者手帳（難病患者の方については、特定医療費（指定難病）医療受給者証または疾患名の記載された診断書）、相談記録票及び医学的判定（意見）書、処方箋、見積書、市民税課税（非課税）証明書もしくはマイナンバー（転入等で本市で課税状況が把握できない場合）

【備考】○原則1割負担。ただし世帯の課税状況により負担額の上限が定められています。

市民税所得割年額46万円以上の方が同一世帯にいる場合は対象外となります。

○支給には各種条件がありますので、購入や修理をする前にご相談ください。

○車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助杖は介護保険での貸与が優先されます。

### 2. 日常生活用具給付事業

窓口 障害福祉課

【対象】ア 身体障害者手帳を持っている人

イ 療育手帳を持っているか、知的障害があると判定された人

ウ 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）（「障害者福祉の手引き（資料）」参照）

【種類】特殊寝台、移動用リフト、入浴補助用具、火災警報器、自動消火器、盲人用体重計、携帯用会話補助装置、視覚障害者用ポータブルレコーダー、ストマ用具など

【手続】身体障害者手帳、療育手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証、見積書、市民税課税（非課税）証明書（必要時）

※なお、居宅生活動作補助用具については、図面、写真（工事開始前）が必要です。

【備考】○原則1割負担。ただし世帯の課税状況により負担額の上限が定められています。

市民税所得割年額46万円以上の方が同一世帯にいる場合は対象外です。

○在宅での生活を便利にするための用具のため、施設に入所している人または病院に入院している人は受けられません。（一部、例外の用具もあります。）

○一部の用具は、医師の意見書（診断書）が必要になります。

○給付を受ける前に申請が必要になります。

**【対象】** 排せつの介助を必要とする、65歳未満の在宅の重度障害者で下記のいずれかに該当する人

- 1級・2級の身体障害者手帳を持っている人
- 知能指数35以下の人
- 3級の身体障害者手帳を持っていて、知能指数50以下の人
- 介護保険第2号被保険者で要介護3～5の人

※ 施設に入所している人、病院に入院している人は対象外です。

**【内容】** 月額3,000円以内で、テープタイプ、パンツタイプ、平型、尿とりパッドなどの紙おむつを支給します。

**【手続】** 身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証

**【備考】** 以下の人は介護保険課が窓口です。(月額2,700円以内)

65歳以上の市民税本人非課税の人であって、次の①もしくは②にあてはまる人

- ① 要介護4、5の方
- ② 要支援1、2及び要介護1～3の方で、要介護認定調査票の一定の基準を満たした人等

※ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・養護老人ホームに入所している人、入院している人は対象外です。